

必要な署名数と被選挙権の年齢

請求の種類	必要な署名数	請求先
① おもな公務員の解職	有権者の $(\frac{1}{3})$ 以上	首長 ※ 市長や県知事
② 議会の解散	有権者の $(\frac{1}{3})$ 以上	選挙管理委員会
③ 首長・議員の解職	有権者の $(\frac{1}{3})$ 以上	選挙管理委員会
④ 条例の制定・改廃	有権者の $(\frac{1}{50})$ 以上	首長
⑤ 監査	有権者の $(\frac{1}{50})$ 以上	監査委員

解職は仕事を奪うので必要な署名数は多くなる。

①の解職についての住民投票では議会の採決にかけ、議員定数の  $(\frac{2}{3})$  以上が出席し、 $(\frac{3}{4})$  以上の賛成があれば解職が成立する。

②の解散についての住民投票では ( 過半数 ) の同意があれば解散する。

③の解職についての住民投票では ( 過半数 ) の同意があれば解職が成立する。

① 選挙権	( 18 ) 歳以上	② 市町村長	( 25 ) 歳以上
③ 都道府県・市町村議会の議員	( 25 ) 歳以上	④ 衆議院	( 25 ) 歳以上
⑤ 参議院	( 30 ) 歳以上	⑥ 都道府県知事	( 30 ) 歳以上

